



家屋の確認調査について

【家屋が滅失されている場合】 調査により家屋の滅失を確認した場合、原則として、滅失を確認した翌年度の課税台帳から削除します。なお、家屋を取り壊した年月日が確認できる滅失証明書等があります。

町では、家屋表題登記や建築確認申請、航空写真を活用して家屋の新增築を把握するほか、定期的に町内を巡回し新增築又は取り壊し等の調査を行っております。

【家屋が新增築されている場合】 課税対象となる場合は、家屋調査をお願いする通知を送付します。なお、現況がよく確認できない場合は、直接訪問させていただく場合があります。

▼問合せ 税務課資産税係
☎(72)6905



要介護認定を受けている方は障害者控除を受けられる場合があります

要介護認定を受けている方で次に該当する場合は、町が交付する「障害者控除対象者認定申請書」を提出することにより、税の申告の際に、障害者控除を受けることができます。
▼対象者 65歳以上で要介護認定を受けている方のうち、「障害者等であることの認定基準」に該当する方
※要支援1・2の方は除きます。
▼申請者 本人または扶養申告する方
▼申請期間 1月15日㈪～3月15日㈫

要介護認定を受けている方で次に該当する場合は、町が交付する「障害者控除対象者認定申請書」を提出することにより、税の申告の際に、障害者控除を受けることができます。

発行には手続きが必要です。
▼対象者 65歳以上で要介護認定を受けている方のうち、「障害者等であることの認定基準」に該当する方
※要支援1・2の方は除きます。
▼申請者 本人または扶養申告する方
▼申請期間 1月15日㈪～3月15日㈫

▼申請場所 本庁1階保健福祉課
▼必要書類
・介護保険被保険者証・印鑑

・本人以外が申請する場合は、本人確認ができるもの（運転免許証等）
・本人以外が申請する場合は、本人確認ができるもの（運転免許証等）

※基準があるため、要介護認定を受けている方が必ずしも対象になとは限りません。

※身体障害者手帳をお持ちの方は、手帳により税の申告を行ってください。

※障害者控除認定証の発行には、20分程度お時間をいただきます。

▼問合せ 保健福祉課介護保険係
☎(72)6910

税の申告に係る国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料の納付額確認書の発行について

所得税確定申告書をご自身で作成し税務署に提出する方に、各種保険税等の納付額確認書を発行しています。

▼対象となるもの
前年1月1日から12月31日までに国民健康保険税等を納付書または口座振替で納付した保険税等の額

▼申請場所 本庁1階税務課
▼必要書類
・本人確認のできるもの（運転免許証等）
・本人確認のできるもの（運転免許証等）

▼その他
年金天引き（特別徴収）で納付している場合は、年金支払者から送付される源泉徴収票で各保険税等の納付額を確認できます。また、税務課が行う申告相談会で申告する方は、納付額確認書の提出は不要です。

▼問合せ 税務課庶務諸税係
☎(72)6936

税理士が行う還付申告無料相談

関東信越税理士会大田原支部では、確定申告期にあわせ、会員事務所において還付申告無料税務相談を実施します。ぜひご利用ください。

▼相談方法 自宅・勤務先近くの税理士や知り合いの税理士に、前日までに電話にてお申し込みください。

▼日 時 2月7日㈬
午前9時30分～午後4時
(室井)

▼問合せ 税理士会大田原支部
☎0287-48-6712

▼対象者 所得金額300万円以下の給与所得者および年金受給者で、少額の還付申告をされる方

